

## ○京丹後市まちづくり委員会条例

平成 22 年 3 月 30 日

条例第 16 号

## (設置)

第 1 条 市民の市政への参加を促し、自治と協働によるまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京丹後市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議し、その意見を答申する。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 京丹後市まちづくり基本条例（平成 19 年京丹後市条例第 54 号）第 32 条の規定に基づく検討及び見直しに関すること。

2 前項に掲げるもののほか、委員会は、次に掲げる事項について調査し、又は協議することができる。この場合において、その結果について必要に応じて市長に意見を述べることができる。

- (1) まちづくりの課題等に関すること。
- (2) 持続可能な地域づくりに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

## (市長等の責務)

第 3 条 市長は、委員会においてまとめられた答申及び意見を尊重し、施策に反映するよう努めなければならない。

2 市長は、委員会に対し、まちづくりの推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。

## (組織)

第 4 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 区長連絡協議会から推薦のあった者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

3 市長は、必要に応じて、第 2 条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うアドバイザーを置

くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、会長が必要と認めるとき又は委員の4分の1以上の者から協議を求める事項を示して請求があったときに、これを招集するものとする。

2 委員会は、委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議長は、会長をもって充てる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、第2条の所掌事務を行うため、協議に際し必要な事項について、市長、関係職員等から説明又は助言を求めることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(京丹後市地域まちづくり協議会条例の廃止)

- 3 京丹後市地域まちづくり協議会条例（平成 16 年京丹後市条例第 243 号）は、廃止する。

附 則（平成 29 年 2 月 24 日条例第 1 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 21 日条例第 49 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日条例第 15 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。